

The Sumo World as Seen Through the Baseball Gambling Scandal in 2010/2010 年賭博事件にみる相撲界

Keiko Morita, 守田佳子, University of Technology Sydney

1 はじめに

2010(平成 22)年夏、力士や親方らの賭博事件が、連日日本のマスコミをにぎわした。これまで取りざたされてきた相撲界と暴力団との関係が明らかになり、現役の大関琴光喜の解雇や NHK での相撲中継中止など、前代未聞の事態が続いた。相撲界のスキャンダルが大きな議論を巻き起こすのは、相撲が神事とのかかわりを持つものとして意味づけられ、日本固有の伝統を担う独特な存在だとする考えがあるからだろう。本論文では、まず相撲の歴史を簡単に振り返り、相撲の持つ特異な性格を見る。次に一連の野球賭博事件の概要とそれへの対応を取り上げる。最後に相撲界と暴力団の接点を視野に入れながら、日本相撲協会の問題について考察したい。

2 相撲と伝統

2-1 神話と相撲

日本の史書に相撲の文字が初めて登場するのは、『日本書紀』の雄略天皇 13 年 9 月条であり、その最初の相撲は女相撲であったと言われている(長谷川 2002、54-61 ページ、内館 61-62 ページ、新田 2010、39 ページなど)。しかし、日本相撲協会は、『日本書紀』の 624 年の健児相撲を相撲の起源としている(内館 2006、65 ページ)。これは百濟からの使者を朝廷で饗應し、健児に相撲を取らせたというものである。その他『日本書紀』には、スクネとクエハヤが 7 月 7 日に行行った力比べの逸話もある(長谷川 2002、23-44 ページなど)。スクネは相撲の神として奈良・愛知・大阪・東京で祭神となっている(小島 1981、76-86 ページ)。東京都墨田区亀沢の野見宿禰神社では、年 3 回の東京場所の取組編成会議終了後に、日本相撲協会執行部と審判部幹部、相撲茶屋関係者などが例大祭を行っている。現在の相撲からは想像できないが、記紀にみられる相撲は、足蹴りをしたり、馬乗りになったり、さまざまな手段を使って行う格闘技であった(長谷川 2002、25-26 ページなど)。

ただし相撲起源説話は、記紀神話体系という特別な文学形式によって天皇への服属を語るものであり、そこには格闘技としての相撲に国家との関連づけがされていることには留意すべきである(新田 2010、36 ページなど)。

また、この時代にさまざまな手法の相撲があったように、地方によっていろいろな相撲が存在したと考えられる。田の中で相撲を取って泥が多くつくほど吉だとするものや、乳児が早く泣いた方が勝ちだとする相撲もあった。一人相撲というのは、精霊を相手に相撲を取るもので、愛媛県の無形文化財に指定されている。この精霊と人間の相撲は3番勝負で、1勝1敗のあと必ず精霊が勝つことになっている。一人相撲は精霊が勝つことで、豊かな実りを祈願する行事である。相撲を含めて競技的要素をもつ技芸(綱引、競馬など)は、年占という豊穣への祈願をこめて行う農耕儀礼であった(柳田 1963、254-265 ページ、和歌森 1982 など)。

2-2 相撲節

多様な格闘技であった相撲が統一した形式を持つようになるには、相撲節が大きく関わっているといえよう。相撲節は8世紀にはじまり、9世紀には射礼・騎礼と共に三度節という平安朝廷の年中行事となり、12世紀末に断絶するまで、およそ400年にわたり、舞楽・饗宴などを伴う催事として行われていた(廣瀬 2003、29-45 ページ)。儀式や故実に彩られた現代の大相撲は、その由緒をしばしば平安朝廷の年中行事であったこの相撲節に求め、相撲の芸術的価値や天皇との特別な関係を強調する。

相撲節の政治性に関しては色々な意見がある。宮本徳蔵はこれを降伏と武装解除を暗示するシンボリックな儀礼だったと指摘し(宮本 1985、35 ページ)、和歌森太郎は、天皇を中心とした一元的集権国家を確立した時代に、地方の事情を中央が理解したり、中央の形態を地方に知らしめたりしようとする意図があったという(和歌森 1981、253 ページ)。また、新田は、相撲節の意味を農耕儀礼のモチーフと重ね合わせ、天皇が国家的規模での年占の主催者としてみずからを位置付け、国土を統合する論理を提示してみせたとする(新田 2010、81 ページ)。

2-3 奉納相撲

相撲節は毎年7月に催されたが、相撲人はそのまま京都に残り、貴族の私邸で相撲をとったり、京都周辺の寺社の祭礼で相撲をしたりしていた。12世紀以降、寺社の祭礼では神事そのものよりも、田楽などの芸能を中心とし、人々を集め形態が各所に広まっていった(植木 2009)。平安末期には、8月に松尾大社や石清水八幡宮、9月には賀茂神社などの祭礼で相撲が催されている。相撲節が廃絶した後も、相撲節の故事様式に通じた半ば専門的な相撲人の集団が、京都周辺の寺社の祭礼で相撲を奉納し続けた(新田 2010、116、167 ページ)。

こうした京都周辺の大社の祭礼に奉納される相撲は年占の相撲神事ではなく、祭礼に参加する人々の娯楽に供される芸能の一種として認識されるようになった。新田は、芸能のひとつとして寺社に奉納される奉納相撲と、相撲の所作そ

のものが神事の不可欠の要素として意味をもつ相撲神事とを、区別して考えたほうがよいとし、奉納相撲が相撲節に先行する相撲神事の流れを汲むものであるという主張は、認めがたいとしている(新田 2010、67、71-72、120 ページ)。

2-4 武家と相撲

鎌倉・室町時代には、將軍の上覧相撲や大名たちの相撲見物が行われ、大名の屋敷で相撲が行われることも多かった(窪寺 1992、58 ページ)。相撲は武士によっておこなわれる武道ではなく、専門的な相撲人によって演じられる芸能であり、こうした相撲を見物することは、多くの武将たちの娯楽のひとつであった(新田 2010、153-154、157 ページ)。こうして集まった相撲人のうちから、特に技量の優れた者は、大名に召し抱えられるようになってしまった(新田、2010、159 ページ)。

その一方、寺社に奉納されていた相撲を含む芸能は、勧進興業へと進化していく。勧進とは、神社・橋梁などの建立・修復のための資金調達を目的として、人々の喜捨を募ることをいう。勧進興行は 13 世紀末ごろから京都を中心に始まったが、14 世紀にはいると近江・紀伊など畿内・近国の農村部でも行われるようになった。室町末期には、セミプロも含め専門的な相撲人が、京都近辺と近江国あたりだけでも、数百人から千人以上集まっていたという(新田 2010、159、174-177 ページ)。

内館は奉納相撲の存在には触れず、室町末期に勧進相撲が始まったとし、勧進相撲の中で神との接点がより強く意識される小道具や建築物あるいは禊を示す現象が現れてきたことをあげ、相撲と神とのつながりを強調している(内館 2006、99-100 ページ)。しかし宮廷で行われた相撲節の形式が寺社での奉納相撲に持ち込まれ、勧進相撲へと発展していったことを考えると、内館のいう勧進相撲であらわれた神との接点を示す現象は、寺社という場所で神との接点を強調して観客に見せることで、勧進相撲の興業的成功を求めたとみることができるのでないだろうか。

勧進興行では、將軍をはじめとする大名たちが、棧敷何間を買うという形で高額の金銭を出資し、勧進元や芸能者たちに収入をもたらした。こうした有力者の贔屓を期待しつつ催される勧進興行は、かなりの規模の興業場所を構え、公権力の認可や庇護のもとに行われていた。

江戸時代に入り、幕府は 1648(慶安元)年、武士に抱えられていない勧進相撲を禁止し、相撲の禁令を発した。しかし辻や広小路で夜ごと大勢の人を集めて相撲を取ることは繰り返されたらしく、1661(寛文元)年、1673(延宝元)年にも勧進相撲や辻相撲を禁止している。結局 1684(貞享元)年には、勧進相撲は許可されることになった(三田村 1976、15 ページ)。

京都と大阪で嘗利勧進相撲興業が軌道に乗り始めたのは元禄期(1688-1704)で、近世町人文化の第 1 開花期であった。江戸で興隆期となったのは寛政から文化・文政期(1789-1830)で、近世庶民文化の第 2 の開花期であった(新田 2010、

275 ページ)。消費文化がすすみ、道・橋・運河などの修造や沿岸地域の埋め立て開発など資本整備が急がれるなか、公的な投資資金獲得の方法として、勧進相撲は認められていったのである(新田 2010、200-201 ページなど)。

勧進相撲が許可されると、力士として大名や旗本に抱えられていたが老齢になって暇を出されたものたちが、喧嘩が起こらぬよう相撲集団を監督する責任を持つ年寄となり、年寄が株仲間を作つて、相撲会所を形成した(新田 2010、235-236 ページ)。

年寄株は、弟子のうち師匠にみこまれた者が養子とされ、師名を継ぎ年寄となり、年寄株を持つというのが原則であったが、金銭譲渡は江戸時代から既にみられたといふ。年寄株を受けた弟子は、師匠とその遺族の生活を保障し墓守を受け持つた(中澤 2011、167 ページ)。これらの年寄が自宅で後継者を養成する部屋は、力士たちが本場所の興業に参加する際の帰属先となり、相撲興業の小単位として、地方の村落の祭礼相撲などに出張することもあった。

年寄によって構成された会所は、力士その他の相撲関係者を統括するとともに、興業の権益を共同で独占し、そこから得られる収益を分配した。力士その他の関係者は、興業ごとに一定の給金を支給されるが、会所の運営や会計に関する発言権はほとんどなかった。力士たちの生活は、巣窟や抱え大名からの援助に依存していたといわれる(新田 2010、239-240 ページ)。

内館は 1699(元禄 12)年に土俵ができたとし、その土俵で神を招く土俵祭が行われ、現在もこの祭りが続いていることを重要視し、大相撲における核は、神にかかわる部分だとする。土俵を装置的に結界された聖域と考え、それ故に相撲の品性や知性の高さを主張する(内館 16-57 ページ)。また四股名が使われることを、人間が神にむかいあう上でのへりくだる姿を現しているとしている(内館 2006、109 ページ)。また同じ内館がいうように(108 ページ)、四股名と同じように芸能一般では芸名が使われる。よって、一般の芸能でも、舞台を聖域とする考えがある。

江戸時代の相撲は、観客の興味や要求に従つて娯楽性が高かつたらしい。たとえば、江戸・京都・大阪の力士は、それぞれの活動の中心である相撲の場所では善玉となり、よそ者は悪玉となつた。善玉の花形をわざと勝たせるような操作も、興業上の暗黙の了解として生まれていた(新田 2010、211 ページ)。観客は相撲を武道や競技ではなく、筋書きのある芸能として楽しんでいた。

木戸錢を集め興業を生業とすることから、相撲を卑賤とする土壤があった。たとえば相撲の勧進興行に際して、えたに櫻錢を収めるという慣行が元禄から正徳期(1688~1716 年ごろ)にあった。しかし、享保年間(1716~1736 年ごろ)になると、櫻錢を支払わないこともあり、1758(宝暦 8)年には八王子出入一件と呼ばれるえたと相撲の衝突が起つた(高埜 1989、193 ページ)。この事件から、えたが勧進相撲の興行の検問する役割を持っていたことや、相撲側がこのような地位からの脱却を狙つていたことが読み取れる。

剣道・柔道・弓道などの武道には興業がない。宮中での相撲節などを引き合いに出し、相撲に格付けをしようとするのは、それだけ相撲が差別される存在だったからとみることもできる。現代ではしばしば、相撲も柔道・剣道・弓道などと同様に、武芸のひとつに数えられるが、その中で相撲だけが職業化・興業化の道をたどった。相撲を武道とする見方は、案外に根の浅いものなのかもしれない、実は近代の産物ではないかとする考え方もある(新田、2010、151 ページ)。

2-5 近代と相撲

明治に入ると、大名の抱えによって生計を立てていた力士たちは重大な衝撃をうける。そのうえ明治新政府の推進した脱亜入欧の社会機運は、相撲界を激しく揺るがした。このような逆風の中、1869(明治2)年に九段招魂社(現在の靖国神社)の火の鎮座祭に際して相撲を奉納し、1872(明治5)年にはその神殿の造営に力士を従事させている。軍部の後押しを受けながら、九段招魂社の春秋の例大祭には奉納相撲が挙行されることになっていった。1870(明治3)年の明治天皇による陸軍最初の観兵式には、上位力士らが錦旗捧持の役を受け持った(新田 2010、278-279 ページ)。新政府や新制の軍部など、時の権勢にすりよりながら、相撲は生きのびようとしていた。

また一般の相撲廃止論をかわすため、東京相撲界所は1876(明治9)年、奉公の名目で力士消防別手組の設置を願い出て、2年間にわたって東京市内の消防活動に従事した(新田 2010、278 ページ)。

明治初期に苦しみを味わった相撲も、明治後期になると日清・日露戦争のナショナリズムの高まりと、多数の人気力士も登場によって、しだいに人気回復を遂げた。この時期相撲界は、勧員に頼る体質から抜け出し、興業収入と経営努力によって自立することもできたはずである。しかし実際には、改革の努力をほとんどせず、勧員の主体を新政府の富国強兵政策のもとで生まれた振興の商業資本などに替えただけだった(新田 2010、279-280 ページ)。

2-6 相撲と国技

明治後期、ある程度安定した観客動員を見込めると判断した東京相撲協会は、常設の相撲場の建設に踏み切った。従来の小屋がけではせいぜい2000人程度しか観客を収容できなかつたのが、常設館では16000人に増加することになる(大山 2006、20-23 ページ)。1909(明治42)年、本所元町に落成した常設館は、国技館と命名された。名称は直前まで決まらず、板垣退助が提案した尚武館とする案も有力であったという。開館式のために相撲好きの作家江見水陰の起草した披露文に「相撲は日本の国技なり」の一節があり、年寄の尾車がこれに着目して、国技館の名称を提案したといわれる(風見 2002 など)。相撲を国技とするのは、これより後のことである。江戸時代には囂碁が国技と称されることもあったという(新田 2010、300 ページ)。

大正の中ごろから昭和初期にかけて、相撲人気は一時沈滞したが、昭和10年代から戦時下のナショナリズムの高揚を追い風として、再び活況を呈する。戦時体制の中、国技となつた相撲を素材として日本民族の優秀性を説き、国民総

動員体制のもと聖戦の遂行を説くということが行われた。たとえば藤井安太郎が1938(昭和13)年に出版した『四股を踏んで国策へ』(1938)は、翌年『相撲道の復活と国策』(1939a)、『武道としての相撲と国策』(1939b)と改題されて版を重ねた。藤井はこれらの本で、相撲を純然たる武道であると主張し、力士は武士であるとした。また、遊戯を起源とする西洋のスポーツの精神を排斥し、国民精神の規範として武道を称揚し、国民の修行としての相撲道を提唱した。

敗戦後GHQの指令によって、柔道・剣道などの武道は戦闘技術に結びつくものとして禁止された。しかし、相撲は禁止対象にはなっていない。人々の娯楽の対象である相撲に、柔道・剣道とは異なる性格を認めていたようである。相撲協会側も、戦前・戦中の武道から一転して、相撲はスポーツ競技であると積極的に主張している。

3 大関琴光喜らの野球賭博事件の経過

3-1 事件の経緯

2010(平成22)年5月27日号の『週刊新潮』(5月20日発売)が、大関琴光喜が暴力団を胴元とするプロ野球の賭博に関与しているという記事を掲載したことから、相撲界の野球賭博事件は明るみに出た。この記事は、阿武松(おうのまつ)部屋の床山である床池の口利きで琴光喜が賭博を行い、この床山の兄で押尾川部屋の元幕下力士に1億円の口止め料を払うよう恐喝されているという内容である。また琴光喜は別の元幕下力士に野球賭博の勝ち金を請求したが、この元力士から支払いを受けるようにいわれ請求すると、逆に350万円の口止め料を脅し取られたという。

野球賭博とは、プロ野球の試合を賭けの対象として、賭けた金額や倍率などに応じて配当金を受け取る違法行為である。胴元には暴力団関係者がなるケースが多く、暴力団の資金源になっている。

記事が出たのは5月場所中であったため、場所の最終日である5月22日の取組後まで待ち、警視庁組織犯罪対策3課が約2時間半にわたって、琴光喜から任意で事情聴取を行った。取組直後に力士が警察から事情を聴取されるのは、極めて異例なことである。この時琴光喜は、賭博や暴力団関係者からの恐喝について何も言えないとした。結局琴光喜は、6月13日の夜、武藏川部屋を訪れ、野球賭博への関与を認め、翌日野球賭博に関与したとの上申書を日本相撲協会に提出した。協会はこの件を警視庁に通報した。

琴光喜の師匠佐渡ヶ嶽親方は翌6月15日、日本相撲協会の臨時理事会で琴光喜の名古屋場所休場と謹慎を申し出て了承された。これは佐渡ヶ嶽親方の判断であり、琴光喜本人とは相談せずに決めたという。琴光喜は自分が野球賭博を行ったことを認めたにもかかわらず、進退に関しては自分で決めるることはせず、確認さえもされなかった。これは親方が力士を抱え込み、力士らに発言権を認めない相撲部屋の伝統の表れとみるとできよう。

6月16日、警視庁は琴光喜から恐喝の被害届を受理し、大嶽親方にも事情聴取した。大嶽親方は、元関脇貴闘力であり、幕内の番付最下位だった2000(平成12)年春場所で、史上初の幕尻優勝を果たした力士であった。現役時代の成績は、優勝1回、殊勲賞3回、敢闘賞10回、技能賞1回である。1993(平成5)年、元横綱大鵬の3女と結婚し養子となり、2002(平成14)年秋場所で引退後、年寄大嶽を襲名し、大鵬部屋を継承した。

事件に戻るが、大関琴光喜は2009(平成21)年12月、野球賭博の勝ち金約500万円の支払いを阿武松部屋の幕下力士(34)に請求したが、実はこの勝ち金は大関琴光喜のものではなく、大嶽親方が受け取る勝ち金だったことも明らかになった。大嶽親方は野球賭博での借金が約2500万円に上り、この請求が琴光喜への恐喝事件につながったらしい。大嶽親方の借金が琴光喜の問題として明らかになった理由は、元暴力団に恐喝されて困った大嶽親方は、警視庁の警察官に自分ではなく琴光喜の件として相談して、それが週刊誌にリークされたからだという。

6月28日両国国技館で行われた相撲協会の特別調査委員会の記者会見で、この問題の中心人物となった大嶽親方と琴光喜の関係についての発表があった。大嶽親方と琴光喜は博打仲間で、琴光喜は2007(平成19)年から2009(平成21)年の3年間にわたって野球賭博をしていた。大嶽親方は琴光喜に誘われ、野球賭博を始めた。琴光喜の賭け金が1回あたり1万から5万円だったのに対し、大嶽親方は20万円から50万円にもなり、大嶽親方は手持ちの資金がないにもかかわらず、琴光喜に借金して賭博を続けた。2人の間の金の貸し借りはルーズで、借用書なども一切なかったという。

3-2 犯人

6月24日、自称・元暴力団組員の古市満朝容疑者(38)が恐喝容疑で逮捕された。古市容疑者は元押尾川部屋の出身で、入門当時、現役時代の阿武松親方(48)(元関脇益荒雄)の付き人をしていて、古市容疑者の弟の幕下力士(34)もここに在籍していることから、阿武松部屋にはよく出入りしていたという。被害者も加害者も相撲関係者である点、暴力団が相撲界全体に深く食い込んでいることがうかがわれる。

大阪府交野市にある古市容疑者の実家は相撲道場であった。ここで相撲を学んだ古市容疑者は中学卒業後、押尾川部屋に入門した。元横綱の若乃花や貴乃花(現貴乃花親方)、大関魁皇らと同じ1988(昭和63)年3月の春場所で初土俵を踏んだ。西幕下30枚目まで番付を上げ、十両への昇進も期待されたが、けがに悩まされ昇進は果たせなかった。引退後は福岡市内で派遣型風俗店の経営を始め、地元の暴力団事務所へ出入りしていた。また自らも野球賭博で多額の借金を抱えていたらしく、その返済のために琴光喜から現金を脅しとったという。東京地裁は2011(平成23)年10月7日、2件の恐喝罪と1件の恐喝未遂罪に問われた元力士古市満朝被告(39)に対し、懲役4年6月(求刑・懲役6年)の判決を出した。

事件の解明が進み、相撲界の野球賭博には大きく2つの仲介ルートがあったことが明らかになった。床山や元力士やトレーナーら相撲関係者が仲介役となっていたため、野球賭博に関与した力士たちは、身内の賭博のつもりで気楽に参加していたという。

3-3 拡大する賭博疑惑

6月11日、両国国技館では生活指導部特別委員会の外部委員を招き、礼儀作法や法令順守などの講習会が開催され、親方や関取の157人が出席した。講習会の終了後、武藏川理事長は野球賭博問題に触れ、週明けの6月14日を期限とし、過去5年以内のあらゆる種類の賭博を申告するよう命じた。この調査は、51の相撲部屋の師匠が力士らに聞き取りをする形で行われた。相撲協会は、野球賭博とそれ以外の賭けごとを同時に調べることで、暴力団と関係があるときれる野球賭博を、仲間内での遊びと同等のもののように扱った。暴力団と相撲界とのつながりを隠し、一般の人でもしているような仲間内での小さな賭けごとをあげつらって、マスコミが相撲界をいじめているという印象を与えようとする意図がみえる。

6月15日、日本相撲協会は賭博行為を申告した65人を厳重注意にとどめ、力士名も明かさなかった。琴光喜は謹慎し名古屋場所を休場するが、残りの64人については、個人情報の尊重のために名古屋場所を休場させないとしたのである。このとき相撲協会は、個人情報保護を盾に犯罪を隠ぺいしようとしたと言えよう。またこれを深読みすると、相撲協会の現役の理事や歴代幹部たちも賭博などに関わってきたから、今回力士たちを重い処分にすることができないのではないかとの疑念もわく。半世紀以上相撲記者をした中澤は、いまの相撲協会幹部のうち、現役時代に八百長や賭博、暴力団と無縁だったという親方は少ないと断言している(中澤 2011、6ページ)。

相撲協会が賭博行為を申告した力士名を公表しなかったため、かえってマスコミ報道に火がついた。6月18日には、琴光喜の仲介役となった床山が所属する阿武松部屋では、所属力士のほぼ半数にのぼる10人前後の力士が野球賭博に関与していくことが明らかになり、師匠の阿武松親方(元関脇益荒雄)の監督責任が問われた。6月20日には、十両の千代白鳳(27)も、野球賭博に絡んで事情聴取を受け、師匠の九重親方(元横綱千代の富士)が迷惑をかけて申し訳ないと謝った。この日、幕内隠岐ノ海(24)が協会に対して野球賭博への関与を認めていたこともわかった。隠岐ノ海の師匠は、生活指導部副部長の八角親方(元横綱北勝海)である。また陸奥理事は賭博問題を関係者に聴取するなど調査の中心的な立場にあるにも関わらず、野球賭博ではない賭け事に関与したことを見認める上申書を提出していたことも明らかになった。

賭博に関与したとされる者の中には、賭博の胴元には山口組系の暴力団関係者が関わっていたことを知っていたものもいた。警視庁は賭博開帳図利容疑で捜索した相撲部屋から携帯電話などを押収し、通話履歴やメールの解析を通じて、暴力団の関与の裏付けを進め、賭博の手数料が暴力団山口組に流れ資金源にな

っていたことをつかんだ。この時押収された通話記録やメールがもとになって、2011(平成 23)年に大問題となる八百長事件の発覚につながるのである。

3-4 文部科学省などの対応

6月14日午後、出羽海事業部長(元関脇鷲羽山)、八角広報部副部長(元横綱北勝海)らが監督官庁である文部科学省を訪れ、相撲界の賭博問題を報告した。報告を受けた文部科学省の競技スポーツ課長は、自己申告したことを理由に野球賭博に関与した現役力士を処分せず、厳重注意にとどめた協会の対応に不満の意を示し、外部の第三者による調査委員会を作り、一連の不祥事を解明するよう指導した。

しかし、日本相撲協会の八角広報部副部長は翌6月15日文部科学省を再び訪れ、前日の報告で琴光喜は野球賭博への関与を否定しているとしていたことについて謝罪した。6月13日夜、琴光喜は武藏川理事長に野球賭博への関与を認め、翌日上申書を提出していたのだが、文部科学省に出向いた八角親方らは、13日夜にそのことを理事長から知らされていなかった。そのため、6月14日午後、文部科学省に関与はないと報告した。しかし、その同日に琴光喜は警視庁の再聴取に野球賭博への関与と恐喝について説明していた。よって、翌6月15日八角広報部副部長は再び文部省を訪れ、間違いを謝罪したわけである。相撲協会では重要な情報が共有されおらず、監督官庁への報告も正確にできないほど、お粗末な組織であることが露呈した。

川端文部科学大臣は、6月15日の閣議後国会内で行われた記者会見で、相撲協会の統治能力がしっかりとしておらず、現状では適切な対処は望めない。日本相撲協会の組織運営のあり方自体を立てなおす必要があり、このままでは名古屋場所を開けないと発言した。中井国家公安委員長は6月17日の定例記者会見で、警察当局も事件に値するものは事件として取り扱ってほしいと述べ、仙石官房長官は6月16日午前の記者会見で、日本相撲協会に真相究明と再発防止策の徹底を求める考えを示した。

3-5 特別調査委員会

文部科学省が求めた賭博問題を調べる調査委員会のメンバーには、元NHK解説委員の山本浩ら生活指導部特別委員会の外部委員4人をはじめ、元東京高等検察庁検事長の村山弘義理事ら相撲協会の外部役員3人が就任した。

特別調査委員会は6月22日から26日までの5日間、野球賭博を含む賭けごとを自己申告した力士らから事情を聞き、6月27日名古屋場所開催の条件となる9項目の勧告案をまとめた。この勧告案に従い、相撲協会は野球賭博に関与した力士13人と床山1人のみならず、監督責任を持つ理事4人を含む親方12人も謹慎させ、武藏川理事長ら執行部の責任も追及した。

日本相撲協会は、野球賭博に深く関与し悪質と認定された大嶽親方と琴光喜を解雇した。現役の大関の解雇は初めてである。大嶽親方には退職金が支払われず、琴光喜は退職金約2600万円が与えられるが、功績に応じて支払われる功

労金は支給されなかった。大嶽親方を最も重い処分としたのは、胴元に暴力団が介在していることを親方自身が認識していた上、賭け金も数百万円と高額だったことや、野球賭博をめぐる恐喝事件で琴光喜から相談を受けていたながら、適切な対応を取らなかったからだとされている。

一方琴光喜が何度も賭博に関与していないと嘘をつき正直でなかったことを相撲協会の理事らが問題視し、琴光喜の処分は決定したという。つまり相撲協会の理事たちは、不法行為を行ったかどうかより、自分たちのいいつけを従順に護るかどうかで力士の処分を決めたわけである。また琴光喜は、野球賭博だけでなく、暴力団を介した八百長も行っていたのではないかと指摘されている。2011(平成 23)年 1 月、元力士らが野球賭博開帳の疑いで逮捕されたが、そのうちの 1 人山本俊作(元幕下梓弓)が琴光喜に送ったメールには、大相撲を対象とした賭博を示す内容が含まれていた(中澤 2011、135-136 ページ)。

表 1 処分を受けた親方と力士・床山

処 分	親 方	
解 雇	大嶽(元関脇貴闘力)	
降 格	阿武松(元関脇益荒雄)、時津風(元幕内時津海)	
謹 慎	武藏川(元横綱三重ノ海)、出羽海(元関脇鷺羽山)、九重(元横綱千代の富士)、陸奥(元大関霧島) 八角(元横綱北勝海)、春日野(元関脇栃乃和歌)、佐渡ヶ嶽(元関脇琴ノ若)、境川(元小結両国) 宮城野(元十両金親)、木瀬(元幕内肥後ノ海)	
処 分	力士・床山	
解 雇	大 関	琴光喜(佐渡ヶ嶽)
謹慎休場	幕 内	豊ノ島(時津風)、雅山(武藏川)、豊響(境川)、豪栄道(境川)、隠岐の海(八角)、 若荒雄(阿武松)
	十 両	千代白鵬(九重)、大道(阿武松)、春日錦(春日野)、普天王(出羽海)、清瀬海(旧木瀬)
	幕 下	古市(阿武松)、光法(宮城野)
	床 山	床池(阿武松)

3-6 名古屋場所

2010(平成 22)年名古屋場所は、結局多数の相撲関係者が処分されることで開催された。しかしこの場所の中継はなかった。名古屋場所の中継の是非を検討していた NHK は、視聴者から中継を中止すべきだという意見が多数寄せられているなどとして、名古屋場所を生中継しなかった。そのかわり場所期間中は、テレビでは約 20 分間に編集したダイジェスト版を放送し、ラジオでは結果のみを伝えた。1928(昭和 3)年に始まった大相撲のラジオ中継は、戦時中の 1942(昭和 17)年から 1945(昭和 20)年まで録音放送したことがあるが、テレビでは 1953(昭和 28)年に放送を開始して以来、始めて実況中継されなかった(大山 2006、31-34 ページ)。そのため、1 場所あたり約 5 億円といわれる放送権料は、相撲協会に支払われなかった。

スポンサーも次々とおりた。6 月 10 日に締め切られた初日取組分の懸賞は 19 本で、86 本だった前年の名古屋場所の 4 分の 1 以下となった。永谷園は 1 場所ごとに約 200 本(約計 1200 万円)の懸賞金を出し、人気力士の高見盛をテレビ

CMに起用していたが、懸賞金を減らした。コピーやファックスの複合機で横綱白鵬をCMに起用している富士ゼロックスも、懸賞旗と懸賞金をやめた。力士の四股名を読み上げる呼び出しの着物に社名を入れていた食品会社や生命保険会社などのスポンサー企業7社すべてが、その年の名古屋場所での支援をやめた。

3-7 維持員席問題

一連の野球賭博事件の報道中に、2009(平成21)年7月の名古屋場所で名古屋市を拠点とする山口組系弘道会の暴力団員延べ55人が、土俵下の維持員席で観戦していたことが明らかになった。維持員席の手配には現役の2人の親方が関わっていた。

維持員席は各場所300席あり、国技館では390万円以上、地方場所では130万円以上を協会に寄付し、理事会の承認を受けた維持員に、6年間1人につき1席が協会から割り当てられる。場所ごとに15日間分の入場整理券が発行され、維持員本人しか使えないことになっている。また、券の管理を相撲茶屋に任せた維持員が多いといわれ、入場券の販売や席への案内などにあたる相撲茶屋が、死亡した維持員の席を販売するケースがあることもわかった。維持員が死亡した場合、席は協会に返すことになっているが、茶屋がその維持員名義で寄付金を協会に納め、席を管理し続けるのである。

弘道会は、名古屋市を拠点にスポーツイベントの興行などに介入して資金源にしている暴力団である。山口組6代目の篠田建市(司忍組長)は元弘道会会长で、銃刀法違反で当時服役中であった。高山若頭が取りまとめている弘道会の構成員は、約4000人とされる。警察は弘道会対策に力を入れていて、2009(平成21)年には約1000人を逮捕していた。暴力団員が維持員席で相撲を観戦したのは、服役中の組関係者にテレビを通じて、自分たちの姿をみせるためだった。国技たる相撲が、公営放送であるNHKを通じて、暴力団の顔見世に使われたわけである。

相撲協会はこの問題で、2009(平成21)年まで6年間にわたってチケットを調達していた木瀬親方を2階級降格にし、三保ヶ関部屋の清見潟親方にけん責処分を下した。木瀬親方は、名古屋場所の5軒の相撲茶屋のうち1軒から、チケットを購入していたのだが、この茶屋の前代表者は元暴力団員だった。

また2010(平成22)年5月の夏場所でも、住吉会系指定暴力団幹部が土俵に近い維持員席で観戦していたこともわかった。これは琴光喜の野球賭博関与が明らかになった時の場所である。ところがこの席は、元呼出(72)から日本相撲協会の特別調査委員会の山口弘典委員が顧問を務めるボクシングジム会長など複数の人物を経由し、暴力団にわたっていた。元呼出は2002(平成14)年に定年退職後、先代から維持員資格を受け継ぎ、3席分を所有していた。一連の野球賭博問題が騒がれている時期に維持員席の問題も発覚したため、文部科学省は7月の名古屋場所までにこの調査も終えるよう指導していた(中澤 2011、125-

128 ページ)。暴力団の維持員席の観戦の問題を調査するはずの特別調査委員会の委員が、調査対象になったわけである。

3-8 暴力団関係者による宿舎提供

相撲界と暴力団とのつながりが大きく報道される中、松ヶ根親方(53)(元大関若島津)が、暴力団関係者である大阪市の不動産会社社長(61)から宿舎を借りていたことが判明した。この社長は1997(平成13)年に射殺された山口組最高幹部の宅見勝と親交が深く、暴力団の周辺関係者と認定されていて、2008(平成20)年弁護士の資格がないのにビルの入居者に立ち退き交渉をしたとして警視庁に逮捕され、翌年執行猶予付きの有罪判決を受けている。松ヶ根親方は、1987(昭和62)年の現役引退後、親しくしていた東京の医師の紹介で、この社長と知り合った。部屋を創設する準備を進めていると話したところ、社長が大阪場所の時に使う新築ビルの提供を申し出たという。登記簿によると、このビルはその後一時大阪市に差し押さえられ、2002(平成14)年にはいったん親方が買い取ったが、2007(平成19)年には社長の息子が代表を務めるグループ会社に売却されたことになっている。

大相撲の地方場所で使われる宿舎をめぐり、松ヶ根親方(元大関若島津)だけでなく、境川親方(元小結両国)が暴力団関係者側から宿舎を借りたり購入したりしていたこともわかった。地方場所の宿舎には広い場所や建物が確保しやすいことから、寺や神社が利用してきた。しかし、最近は部屋の増加に伴って、新興の部屋は独自についてを使って宿舎をみつけざるを得ず、その費用にも頭を悩ませる。相撲協会は地方場所ごとに幕下以下の力士数に応じて宿舎補助費(金額は非公表)を各部屋に支給しているが、滞在費用の大半は寄付で賄わざるを得ない。そのため親方たちは暴力団やその関係者と知りながらも、寄付や便宜供与を受けていたかもしれない。

4 相撲界の慣習

4-1 賭博行為

力士が常習的に賭博をしていることはこれまでわかっていて、知っていても誰もとがめないという状況が続いていた。相撲記者の中澤は巡業先に向かう列車の中で力士が現金をかけた花札をしていたと聞いていたし、親方と相撲記者の賭けマージャンは日常的だったとしている。力士たちは仲間内で行う賭けごとにに対する罪悪感がまるでなく、むしろ勝負勘が養われるとして、弟子にけしかける親方さえいる(中澤 2011、131 ページ)。

相撲関係者が賭博に関わる背景には、相撲界の金銭感覚の無さが指摘されている。日本相撲協会によると、親方や力士に支払われる給与や賞金などは現金支給が慣例で、希望しなければ口座振り込みにはならない。1本6万円の懸賞金は手数料などを差し引かれた後、3万円が力士に渡される。50本の懸賞がつけば手取りは150万円となる。多額の現金を持ち歩く力士が多い。

また、歴史的にみても相撲界は最奥のタニマチからの御祝儀を受けるという慣習もある。タニマチは力士や部屋に対して資金や物品などを提供し、力士や親

方との親密な交際を示すことで知名度を高め、それを本業に利用しようとする。暴力団は親方の名を借りて、非合法な取引を隠そうとしたりする。地方巡業での宿舎提供問題は、このケースにあたるようだ。部屋の運営資金確保のためにタニマチが欠かせず、支援に対する見返りや便宜を求められると断りにくい。タニマチの知り合いとして、暴力団関係者が相撲部屋に接近する場合が多いといわれる。

また一般社会にも力士らの賭博行為を許すところがあるようだ。小規模の賭けマージャンや賭けゴルフは一般社会でもみられる。力士は外出が難しく部屋で過ごす時間が長い。娯楽の1つとして花札などの賭けごとを行うのも無理はないという考え方である。高知市議会の2010(平成22)年6月21日の質問で、島崎利幸市議(自民みらいの会)は、相撲界の野球賭博疑惑についてそれほど大騒ぎして報道が取り上げる必要はないと言ふべ、力士の賭けごとを認めるともとれる発言をした。議長が発言の一部取り消しを求めたが、島崎市議は拒否した。島崎議員は、暴力団の関係が疑われる野球賭博には言及せず、仲間内の遊び程度の賭けごととして発言している。

仲間内の賭けごとと違い、暴力団が胴元となる野球賭博は組織的犯罪である。たとえばA対Bの試合で、Aの強さから、Bにハンデ1.8が与えられた場合、Aに1万円賭けると、2点差で勝てば完勝とされ、1万円もうかる。1点差での勝ちなら、8分負けで8000円の損である。ハンデは全部で24通りあり、胴元が抱えるハンデ師が、先発投手の情報などをもとに1試合ごとにハンデをつける。プロ野球の試合開始4時間前にハンデが出され、電話で胴元から仲介者や客へ伝えられる。試合の1時間半前には、申し込みは締め切られる。掛け金は通常は1試合1口1万円で、最低10口からである。客は勝ち分の1割を手数料として胴元に支払う。胴元は、儲けの約15%を上部組織へ納め、仲介者には集めてきた客の数に応じた手数料が支払われる。捜査関係者は、野球賭博で年に何千億円もの金が動いているという。

4-2 相撲界と暴力団

元来、暴力団というのは、一体どのような団体なのだろうか。1992(平成4)年に施行された暴力団対策法によって、各都道府県公安委員会からの指定を受けた指定暴力団は、法律に基づく組織となった。その認定過程は、まず都道府県警察の暴力対策課は、暴力団の活動や構成の実態などの資料を収集し、その資料を管区警察局などに報告する。次に収集された資料をもとに公安委員会の決裁を経て、代表者を意見聴聞し、暴力団の指定要件の確認を行い、指定暴力団と認定される。現在、日本の暴力団員の9割以上が指定暴力団員だという。暴力団を反社会的団体と認めることで、代表者を明確にして警察のコントロール下に置いて取り締まるというのが目的で、罪を犯す暴力団そのものを根絶するのではないのである。

暴力団構成員(準構成員を含む)は、2008(平成20)年で約82000人であり、6代目山口組員が全暴力団構成員などの46%を占めている。2009(平成21)年4月に警察庁組織防犯対策部暴力団対策課企画分析課から出された『平成20年の

暴力団情勢』によると、賭博によって検挙された暴力団構成員は 639 人で、暴力団構成員などが賭博検挙者に占める割合は、47%であった（警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課企画分析課 2009、14 ページ）。検挙数が少ないので、現行犯以外では賭博容疑で逮捕するのが難しいからだといわれる。

相撲界と暴力団の関係については、これまでにもさまざまな報道があった。そのいくつかをひろってみよう。1965(昭和 40)年頃横綱大鵬は、山口組の三代目田岡組長から山口組の代紋「菱形」が刺繡された化粧回しを贈られた。

1965(昭和 40)年 5 月ハワイ巡業から帰国した大関若羽黒が拳銃を購入して、暴力団に渡していたことが発覚した。横綱大鵬と横綱柏戸も拳銃を所持していた罪で、厳重注意を受けた。1971(昭和 46)年、横綱北の富士が暴力団から幟と懸賞金を受け取った。1973(昭和 48)年、暴力団幹部らとマージャン賭博をした疑いで幕内龍虎が書類送検された。1976(昭和 51)年、関脇陸奥嵐と白田山が知人の暴力団組長と赤坂の料亭で会食し、口論の末組員に発砲された。

1982(昭和 57)年には、横綱千代の富士の結婚式に、師匠の当時九重親方(元横綱北の富士)と交際のある暴力団員が出席した。1995(平成 7)年、二所ノ関理事(元関脇金剛)が暴力団といっしょにマージャン賭博をしているところを現行犯で逮捕された。

1996(平成 12)年、大鳴戸親方が『八百長？相撲協会一刀両断』(元大鳴門親方 1996)を出版し、大相撲の八百長を告発した。出版と同時に予定していた日本外国特派員協会での会見直前、大鳴門親方と後援会副会長の橋本成一郎が、数時間違いで原因不明の肺炎により、愛知県の同じ大学病院で死亡するという不審な事故があった。

2008(平成 20)年には、モンゴル出身の旭鷲山の所属した大島部屋(元大関旭國)に、暴力団員が 2 トントラックで突入り、そのあとすぐに旭鷲山が引退した。2010(平成 22)年朝青龍が引退するきっかけになった暴行事件も、朝青龍から示談金を取ろうとした暴力団がからんでいたと言われる。朝青龍の師匠の高砂親方(元大関朝潮)も、暴力団とゴルフコンペで一緒に回ったことを取り上げられたことがある(中澤 2011、124-126 など)。

この中には今回の野球賭博事件よりも重度の犯罪性を持つと思われる事件も多い。50 年以上相撲記者をしていた中澤は、近年の相撲界の不祥事の多くは、昔であればおそらく表面化しなかった可能性が高いとしている(中澤 2011、7 ページ)。しかし野球賭博事件が大きな問題として取り上げられた理由の 1 つには、日本相撲協会が法人として置かれている状況が関係している。

5 日本相撲協会

5-1 公益法人化

相撲興業を管理している日本相撲協会は、現在文部科学省スポーツ青少年局競技スポーツ課所管の特例財団法人である。前身の大日本相撲協会は、1925(大正 14)年に公益法人の認定を受けた(大山 2006、29-31 ページ)。一般の定

款にあたる日本相撲協会寄付行為によると、この法人は、わが国固有の国技である相撲道を研究し、相撲の技術を練磨し、その指導普及を図るとともに、これに必要な施設を経営し、もって相撲道の維持発展と国民の心身の向上に寄与することを目的とすると定めている。事業としては、相撲教習所の維持運営、力士・行司・呼出・床山の養成、力士の相撲競技の公開実施、青少年・学生に対する相撲の指導奨励、国技館の維持経営、相撲博物館の維持運営、相撲道に関する出版物の刊行、年寄・力士および行司などの福利厚生などがあげられている。日本相撲協会は公益法人でありながら、商業的興業を全国的に開催している唯一の法人といわれる。

特例財団法人というのは、2008(平成 20)年 12 月 1 日に施行された公益法人制度改革 3 法によって、2013(平成 25)年 11 月 30 日までの 5 年間、新制度への移行のための暫定期間に、これまでの公益法人がとる法人の形である。移行期間中に定款を一般社団・財団法人法に合致するものに変更したうえで、公益法人認定法の要件を満たして新公益法人に移行する認定を受けるか、公益認定を受けない一般社団法人・一般財団法人へ移行する認可を受けなければならない。相撲協会が公益法人になるためには、内閣府に公益法人認定の申請を行い、内閣府から諮問を受けた委員会が出す答申によって、公益法人としての許可を受けなければならない。

これまで公益法人の日本相撲協会には、税制上の優遇措置が取られてきた。日本相撲協会が公益事業を行う場合、法人税はゼロであり、収益事業である本場所の入場料や放映権などの収入は、基本税率 30% の法人税が 22% に減免されている。日本相撲協会の事業活動収入は、2010(平成 22)年 12 月末で 104 億円であった。野球賭博などの影響で名古屋場所の放映権料を失うなどして、本場所事業収益が 10 億円以上減少している。しかし基本財産は 425 億円(2010 年 12 月末)もあり、資金の潤沢な団体である(日本相撲協会 2011)。相撲界が改革に前向きでなく、危機感を持っていないのは、これほどの財産があるためともいわれる(中澤 2011、175 ページ)。

日本相撲協会は、公益法人への移行を済ませていない。新弟子暴行致死事件、大麻使用、賭博、暴力団との癒着、八百長と問題続きの日本相撲協会は、公益法人への移行どころか、法人格取り消しまで議論されている。公益法人へ移行できなければ、日本相撲協会は日本の固有の文化の継承に寄与するという公益性を持つ団体としてのお墨付きを失うだけでなく、これまでの税制優遇という既得権益を手放してしまうことになる。

5-2 年寄株

日本相撲協会は、横綱審議委員会という諮問機関や外部委員や一部の事務職以外、すべて年寄株を持つ元力士によって運営されている。これを相撲の伝統として、協会は理事に外部の人間を入れるのを強く拒み、それゆえ非常に閉鎖的な団体である。

伝統というのは、江戸時代に勧進相撲が許可された時、力士経験者たちが株仲間を作り、それが協会の前身となっていることをさす。年寄株の制度は定着し、年寄の数は、当初 15 前後だったようだが、明治後期には 88 となり、1927(昭和 2)年に東京と大阪の相撲協会の合併で 103 となった。その後名跡の復活や排除を経て、1959(昭和 34)年 1 月に 105 に定まった。このほかに現在一代年寄が 3 ある(中澤 2011、167 ページ)。

あらゆる改革の中でも一番難しいといわれるのが、この年寄制度であり、触れてはいけないパンドラの箱とも呼ばれる(大山 2006、193 ページ)。年寄株があれば力士引退後も、定年の 65 歳まで相撲協会から安定した収入を得ることができる。平の年寄でも月給は 78 万 4 千円であり、理事の月給は 140 万 5 千円である。1 度でも 1 期 2 年の理事を務めれば、65 歳の定年まで役員待遇とされ、理事と同じ給与がもらえる。年寄株がなければ、引退後相撲協会に残って協会の運営に関わることも、親方になることもできない。

年寄株を持つためには、現役時代の成績による資格が必要であるが、その資格があっても襲名権を買い取る必要がある。年寄株の値段は、バブル期には 4 億円ともいわれたが、現在は半額以下の 2 億円前後といわれる。半額以下になったとはいえ、力士の給料だけではなかなか買える値段ではない。2011(平成 23)に発覚した八百長問題の中心人物として処分された竹縄親方(元十両春日錦)は、ひと場所でも長く留まって、年寄株を購入する資金を調達するために、八百長をしたともいわれている(中澤 2011、20 ページ)。故郷の田畠を売ったり、銀行でローンを組んだりする力士もいるというが、多くの力士は巣窟のタニマチからの寄付をあてにする。引退がみえてきた力士が、暴力団から金を借りたり、闇金融から借金したりすることで、暴力団への便宜を図るという図式がみえてくる。

1996(平成 8)年 7 月に二子山親方(元大関貴ノ花)が東京国税局の税務調査で年寄株を 3 億円で売買しながら、所得を申告していなかったことが判明した。当時の境川理事長は、年寄株の直接交渉による売買の禁止や、定年退職した時点で年寄株を協会に帰属させるなどの改革案を提案した。しかし親方たちの反発にあり、理事会に反対派を送りこまれ、境川理事は退陣に追い込まれた。親方たちは年寄株を私有財産とみなしその保全を図るため、親方たちだけで構成されている相撲協会には、年寄株の制度を改革する能力がない(大見 2007、106-116 ページなど)。

年寄株の取得のためには、金を出して買うのが手っ取り早く一般的方法だが、解雇された大嶽親方のように、親方の娘と結婚して娘婿になり、部屋を継ぐという方法もある。むしろこちらの方が伝統的な方法といえよう。婿養子は、自分の弟子でも、よその部屋の力士でもよい。ただ元親方の娘との仲がおかしくなると、年寄株が紛争の種になる。1995(平成 7)年元小結旭豊は、立浪親方(元関脇羽黒山)の長女と結婚し、義父の定年退職時に現役を引退して立浪部屋を引き継いだ。ところが義父との金銭トラブルが原因で離婚した。先代は立浪親方に立浪の年寄株の代金の支払いを求めて裁判を起した。2003(平成 15)年、1

審の東京地裁では、1億7千5百万円の支払いを命じた。2審では代金の支払いの合意が認定できないとして、支払う必要はないという判決を下され、結審している(大見 2007、112-113 ページ)。この騒動を通して、年寄株の財産的価値が、1億7千5百万円と公に評価されたわけである。

これほどの金額となると、境川改革案のように、協会引退後に年寄株を相撲協会に帰属させるというわけにはなかなかいかないだろう。しかしこの年寄株の改革に着手しなければ、相撲協会が公益法人となるのは難しいともいわれている(中澤 2011、186 ページ)。

5-3 相撲茶屋制度

江戸時代、芝居や相撲見物は、切符売り場で入場券を購入し入場するのではなく、なじみの茶屋に寄り、そこから席に案内されて、食事などもその茶屋から取るというものであった。相撲茶屋は、最初は相撲見物の客たちが作った講のようなものだったらしいが、寛政期(1789-1801)には、出方と呼ばれる棧敷札の売捌人や持方と呼ばれる案内人を雇う棧敷方という形態ができた。両国の回向院で年2回定期的に相撲興業が行われるようになると、14の棧敷方に永代権利が与えられた。国技館ができあがった時棧敷方は20となり、現在も20軒の相撲茶屋(案内所)が国技館にある。茶屋の経営に参加できるのは、相撲協会の幹部である(川端 1993)。たとえば、東京場所責任者の出羽の海事業本部長(元関脇鷺羽山)は、相撲案内所の婿養子である(中澤 2011、194-195 ページ)。

日本相撲協会は営利を目的とした経営を許されていないため、国技館サービスという会社が、案内所と呼ばれる相撲茶屋組織をくみこみ、相撲のチケットや相撲グッズの販売を行っている(国技館サービス 2011)。茶屋は、切符の手配をしたり、客を席まで案内したり、お茶や弁当を出したり、土産を用意したりする。

茶屋と協会の関係は持ちつ持たれつである。相撲茶屋は協会から土俵に近い席のチケットを買い取り、その販売を行いながら、他のサービスも提供する商売をしている。相撲協会はチケットを販売する手間を省き、茶屋が買い取るチケット代金から一定の収入を確保している。近年大相撲人気が陰りをみせ、チケット販売は、旅行会社・チケット販売会社・JR・コンビニなどでも行われるようになった。このため相撲茶屋は経営不振に陥っているといわれる(大見 2007、214-217 ページ)。維持員席を手配する相撲茶屋の経営に暴力団のかかわりがみられるのは、このような状態を反映しているのだろう。

6 おわりに

相撲は宮中での相撲節を通じて、優雅な様式を持つ格闘となり、それを寺社で奉納する形が定着した。観客の娯楽の対象となった相撲は、それで金銭をえる興業として発展した。相撲は、格闘・芸能・興業・国技・武道などさまざまな意味を創造し包摂することで、その長い歴史を生き抜いてきた。一方では神とのつながりを強調され、日本の伝統を担う国技として称揚されるのであるが、もう一方では暴力団が介入をゆるす風土を持っている。2010(平成22)年に発覚

した一連の野球賭博事件では、相撲界が広範囲にわたって深く暴力団とかかわりを持っていることが明らかになった。日本相撲協会は、伝統という名のもとに、自らを浄化することができないようである。暴力団との深いとかかわりを断ちきれない相撲は、わが国固有の伝統やその芸術性を強調しても、国技という看板にすがっても、その存在意義に疑問がもたれているのではないだろうか。

参考文献

- 植木行宣(2009)『中世芸能の形成過程』岩田書院
内館牧子(2006)『女はなぜ土俵にあがれないのか』幻冬舎
大見信昭(2007)『大相撲界の真相』河出書房親書
大山眞人(2006)『昭和大相撲騒動記』平凡社新書 p. 341
風見明(2002)『相撲、国技となる』大修館書店
川端要壽(1993)『物語日本相撲史』筑摩書房
窪寺紘一(1992)『日本相撲大観』新人物往来社
警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課企画分析課(2009)『平成20年の暴力団情勢』(2009年4月)
「国技館サービス」<<http://www.kokugikan.co.jp/tickets.html>>(2011/10/21
アクセス)
小島貞二(1981)『大相撲裏面史』千人社
高埜利彦(1989)『近世日本の国家権力と宗教』東京大学出版会
中澤潔(2011)『大相撲は死んだ「過去のあやまち」と認めない人たち』宝島社
新書
新田一郎(2010)『相撲の歴史』講談社
日本相撲協会「平成22年収支決算書」「平成22年財産目録」
<http://www.sumo.or.jp/kyokai/goannai/0025/h22_kessan.pdf>(2011/
10/22日アクセス)
長谷川明(2002)『相撲の誕生』青弓社
藤井安二郎(1938)『四股を踏んで国策へ』大日本清風会
藤井安二郎(1939a)『相撲道の復活と国策』大日本清風会
藤井安二郎(1939b)『武道としての相撲と国策』大日本清風会
三田村鳶魚(1976)『三田村鳶魚全集 15 相撲の話 江戸雑録』中央公論
宮本徳蔵(1985)『力士漂泊 相撲のアルケオロジー』小沢書店
元大鳴戸親方(本名 菅孝之進)(1996)『八百長～相撲協会一刀両断～』鹿砦社、
西宮(兵庫)。
柳田國男(1963)「年占の二種」『定本柳田國男集 第13巻』筑摩書房
和歌森太郎(1981)『和歌森太郎著作集 第10巻』校文道